

## R5 大津町ホームページ広告掲載取扱基準

### （趣旨）

第1条 この基準は、大津町（以下「町」という。）がインターネット上で公開する大津町ホームページに広告を掲載することについて、大津町有料広告掲載要綱（平成19年3月27日要綱第12号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、アクセシビリティ及びユーザビリティを保持するために必要な事項等を定めるものとする。

### （広告物の形式）

第2条 掲載する広告は、バナー広告とする。

### （広告掲載の位置等）

第3条 広告を掲載する位置及び枠数は、大津町ホームページのトップページ等で、町が指定する位置とする。

### （掲載規格）

第4条 掲載する広告のサイズ等は、特に指定のない限り以下の基準によるものとする。

- （1）サイズは、縦50ピクセル×横146ピクセルとする
- （2）画像形式は、GIF（アニメーション不可）、JPEG又はPNGとする
- （3）容量は、10キロバイト以内とする

### （禁止表現）

第5条 次の表現を含んだ広告物は、ユーザーの意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりする恐れがあるため、掲載しない。

- （1）「はい」「いいえ」「開く」「閉じる」「キャンセル」など
- （2）アラートマーク
- （3）ラジオボタン
- （4）テキストボックス（テキスト入力が可能に見えるもの）
- （5）プルダウンメニュー（下部に選択肢があるように見えるもの）

### （町の掲載情報との区別）

第6条 ユーザーが大津町に関する情報であるかのように混同するおそれのある、次のような表現を含む広告物は掲載しない。

- （1）大津町ホームページと類似の色調及び字体を使用するもの
- （2）「子育て支援」「生涯学習」など、町政を連想させる分野において一般的な表現を用いるなど、ユーザーが大津町の事業であると誤解しやすいもの

### （色調及び解像度）

第7条 広告物の色調及び解像度については、次の基準によるものとする。

- （1）文字色と背景色のコントラスト（明度差）を考慮するとともに、背景に模様のある画像や写真等を使用する場合は、文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするように配慮しなければならない。
- （2）文字やイラストなどの解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

ない。

(聴覚的方法の併用)

第8条 視覚に障害のある閲覧者を考慮し、広告物に音声情報や音声ブラウザで読み上げる際の代替情報を付加するものとする。

(掲載期間等)

第9条 広告の掲載期間は月単位とし、連続掲載期間は最大で、4月から翌年3月の12月とする。但し、掲載期間に1月未満の端数が生じた場合は、1月とみなす。

(広告掲載料)

第10条 広告掲載料は、類似広告の市場価格等を勘案し、町長が決定する。

2 広告掲載料は、掲載決定後、町が指定する期日までに一括納付しなければならない。

(広告掲載の申込み)

第11条 広告の掲載をしようとする者(以下「申込者」という。)は、ホームページ有料広告掲載申込書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申込みがあったときは、要綱第3条及び第4条の規定に基づき、広告掲載の可否等を決定し、広告掲載決定通知書(様式第2号)により申込者に通知するものとする。

3 前項の広告掲載の可否等の決定に際し、町税納付状況調査を実施するものとする。

4 広告の掲載の決定を受けた者は、町長に対し、承諾書(様式第3号)を提出しなければならない。

(掲載しない広告)

第12条 要綱第3条第1項に定める広告及び別表に定めるバナー広告は掲載しない。

2 申込者が広告主でない広告は掲載しない。

(広告原稿の作成及び提出)

第13条 広告の掲載の決定を受けた申込者は、町が指定する方法により広告原稿を作成し、町が指定する期日までに提出しなければならない。

2 町長は、広告原稿が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、必要がある場合は、申込者に修正を求めることができる。

(その他)

第14条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

この基準は、平成23年3月1日から施行する。

この基準は、平成30年3月26日から施行する。

この基準は、平成31年2月27日から施行する。

この基準は、令和5年2月27日から施行する。

(別表 第12条関係)

(1) 青少年保護、取引の安全の観点から適切でない以下の業種、事業者の広告

- ア) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に定める風俗営業、風俗関連営業及び熊本県青少年保護育成条例で規制される営業行為を行なう事業者
- イ) 風俗営業類似の業種
- ウ) 貸金業の規制等に関する法律に規定する貸金業（消費者金融）
- エ) 商品先物取引
- オ) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- カ) 民事再生法及び会社更生法による更生・更生手続き中の事業者
- キ) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者

(2) 社会的な観点から適切でない以下の広告

- ア) 暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律に定める暴力団その他反社会的団体及び特殊結社団体などその構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する広告
- イ) 性差別、性別による固定的な役割分担又は暴力的行為を助長する表現及び著しく性的感情を刺激する表現がある広告
- ウ) 都道府県知事又は町の許認可を受けていない、届け出をしていないなど、各種手続を行っていない社会福祉施設等の広告
- エ) 文部科学省・都道府県の認可を受けていない学校、専修学校及び各種学校の広告（ただし、国などの公的機関の助成制度などの適用を受けている団体は除く。）

(3) 消費者保護の観点から適切でない以下の広告

- ア) マルチ商法、催眠商法等、悪質商法とみなされるものの広告
- イ) 将来の利益を誇示又は元本保証と認識させるような投資信託等の経済行為に関する広告
- ウ) エステティックサロン、美顔、痩身、脱毛、植毛、美容整形など、医療法等上の診療科目以外の施術、役務サービス業の広告
- エ) 投機、射幸心をあおるもの又は内容が虚偽誇大など、過度の宣伝になるもの
- オ) 過去1年間に公的機関、行政機関から、悪質な行為などにより指名停止、許可取消しなどの行政指導を受け、その後当該行政指導内容について改善を見ない企業の広告